

兵庫県福祉センター有料会議室の利用料の一部改正について

日頃は、県福祉センターをご利用いただき、ありがとうございます。

さて、「兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例」の一部改正に伴い、令和元年10月1日から下記のとおり有料会議室の利用料の一部が改正されることになりましたので、ご連絡いたします。

記

有料会議室の利用料（現行）

（単位：円）

区 分		利 用 料					
		9時 ～ 12時	13時 ～ 17時	18時 ～ 21時	9時 ～ 17時	13時 ～ 21時	9時 ～ 21時
多目的 ホール	A方式（3室同時利用） 101～103室：162名（228名）	5,000	9,100	7,600	13,600	16,100	20,200
	B方式（2室同時利用） 101・102室：126名（144名）、 102・103室：108名（132名）	3,500	6,400	5,300	9,600	11,300	14,200
	C方式（1室利用） 101室：63名（72名）、102室：63 名（72名）、103室：45名（60名）	1,700	3,200	2,700	4,700	5,700	7,100
大会議室	203会議室：99名	3,400	6,200	5,100	9,300	10,900	13,700
中会議室	202会議室：30名	1,700	3,200	2,700	4,700	5,700	7,100
小会議室	201会議室：24名	900	1,500	1,300	2,400	2,900	3,500



◎有料会議室の利用料（10月1日から改正） ※（ ）内：増加額

（単位：円）

区 分		利 用 料					
		9時 ～ 12時	13時 ～ 17時	18時 ～ 21時	9時 ～ 17時	13時 ～ 21時	9時 ～ 21時
多目的 ホール	A方式（3室同時利用） 101～103室：162名（228名）	<u>5,100</u>	<u>9,300</u>	<u>7,700</u>	<u>13,900</u>	<u>16,400</u>	<u>20,600</u>
		<u>(100)</u>	<u>(200)</u>	<u>(100)</u>	<u>(300)</u>	<u>(300)</u>	<u>(400)</u>
	B方式（2室同時利用） 101・102室：126名（144名）、 102・103室：108名（132名）	<u>3,600</u>	<u>6,500</u>	<u>5,400</u>	<u>9,800</u>	<u>11,500</u>	<u>14,500</u>
	<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(200)</u>	<u>(200)</u>	<u>(300)</u>	
	C方式（1室利用） 101室：63名（72名）、102室：63 名（72名）、103室：45名（60名）	1,700	<u>3,300</u>	<u>2,800</u>	<u>4,800</u>	<u>5,800</u>	<u>7,200</u>
			<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(100)</u>
大会議室	203会議室：99名	<u>3,500</u>	<u>6,300</u>	<u>5,200</u>	<u>9,500</u>	<u>11,100</u>	<u>14,000</u>
		<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(200)</u>	<u>(200)</u>	<u>(300)</u>
中会議室	202会議室：30名	1,700	<u>3,300</u>	<u>2,800</u>	<u>4,800</u>	<u>5,800</u>	<u>7,200</u>
			<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(100)</u>	<u>(100)</u>
小会議室	201会議室：24名	900	1,500	1,300	2,400	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>
						<u>(100)</u>	<u>(100)</u>

※事前（9月30日以前）に10月1日以降のご利用分をお支払いいただく場合、改正後の利用料金となります。